

月報私学

2023
10
VOL.310



京都国際中学高等学校は、真の国際人を育むため、「語学教育」、「異文化理解教育」に力を注いでいます。進路指導では第一志望校合格主義を志し、全国レベルで活躍する硬式野球部をはじめ、数多くの部活動があります。新校舎には語学教育の充実化を図るための「語学室」を設置し、生徒の学びの意欲に応え、グローバルリーダーの育成を目指しています。

写真提供 学校法人京都国際学園 京都国際中学高等学校（京都府京都市）

CONTENTS

● 令和6年度 私学助成関係予算の概算要求	2
● 令和6年度 専修学校関係予算の概算要求	4
● 令和5年度 私立大学等経常費補助金 配分方法の主な変更点等について	6
● 私立大学等経常費補助金Q&A	8
● 「若手・女性研究者奨励金」受賞者の声	9
● 令和5年10月からの基準利率及び年金現価率(退職等年金給付)／ 在職定時改定にかかる通知書の送付	10
● 令和5年度 積立共済年金・共済定期保険 後期募集	11
● 被扶養者認定申請事例(子どもの認定)	12
● INFORMATION	14
● 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

令和6年度 私学助成関係予算の概算要求

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

私学助成については、私立学校が我が国の学校教育において果たしている役割の重要性に鑑み、私立学校振興助成法に基づき、私立学校の教育研究条件の維持及び向上、学生・生徒等にかかる修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めるため、その充実に努めているところです。

令和6年度概算要求は、令和5年7月25日に閣議了解された「令和6年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」に基づき行われ、文部科学省としては、人を育み、人の英知や創造力を最大限引き出すことが我が国の成長の源泉となる極めて重要なものであるという考えのもと、教育、科学技術をはじめ、スポーツ・文化芸術の振興など「未来への投資の拡大」として、令和6年度概算要求を8月31日に財務省に提出しました。

このうち私学助成関係予算については、対前年度402億円増の4489億円を要求しています。具体的な内容については、次のとおりです。

私立大学等経常費補助

私立大学等経常費補助の令和6年度概算要求においては、私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保し、教育の質の向上や地域への貢献及び研究力の強化等に取り組む私立大学等に対する支援を強化することとしています。

一般補助では、大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援するとともに、教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分を実施することとして、対前年度63億円増の2833億円を要求しています。

また、特別補助では、「Society 5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援するため、対前年度32億円増の237億円を要求しています。

主な事項として、まず、「時代と社会のニーズに対応する私立大学等への転換支援パッケージ」として、少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越えるための戦略的な経営改革や、複数大

私立大学等の改革の推進等

～チャレンジする私立学校の主体的な改革を後押しする総合的な支援の充実～

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)4,489億円+事項要求
4,086億円)

私立大学等経常費補助 3,071億円 (2,976億円)

(1) 一般補助 2,833億円 (2,771億円)

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費を支援

○教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進

(2) 特別補助 237億円 (205億円)

「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援

○私立大学等改革総合支援事業 112億円 (112億円)

特色ある教育研究の推進や地域社会への貢献、社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援

○少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援 35億円 (新規)

少子化時代において、日本の未来を支える人材育成を担う新たな私立大学等のあり方を提起し、将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う「経営改革計画」の実現等を支援。

※別途、経営DXの推進等、チャレンジする私学への効果的な支援体制を構築する。

○研究施設等運営支援及び大学院等の機能高度化への支援 128億円 (117億円)

○私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実 8億円 (7億円)

私立高等学校等経常費助成費等補助 1,056億円 (1,020億円)

(1) 一般補助 875億円 (851億円)

都道府県による私立高等学校等の経常的経費への助成を支援

○幼児児童生徒1人当たり単価の増額

○幼稚園教諭の人材確保支援

(2) 特別補助 145億円 (137億円)

建学の精神等を踏まえた各私立高等学校等の特色ある取組を推進するため、都道府県による助成を支援

○個別最適な学びを目指した学習環境の整備や、外部人材を配置する学校への支援

○特別な支援が必要な幼児の受入れに係る支援や、多様な預かり保育を実施する幼稚園に対する支援

○家計急変世帯への支援等、経済的理由で児童生徒が修学を断念することのないよう、授業料減免により支援

(3) 特定教育方法支援事業 36億円 (32億円)

○特別支援学校等の教育の推進に必要な経費を支援

私立学校施設・設備の整備の推進 362億円 (90億円)

(1) 耐震化等の促進 153億円 (40億円) (そのほか、国土強靱化関係は事項要求)

○「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の4年目として、校舍等の耐震改築・補強事業や非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援

耐震化未完了の建物が
大規模地震で甚大な被害を受けた例

(2) 教育・研究装置等の整備 209億円 (50億円)

○私立大学等の施設環境改善整備費 78億円 (8億円)

熱中症対策として教室や体育館等へのエアコン設置やバリアフリー対策等、安全・安心な生活空間の確保に必要な基盤的施設等の整備を支援

○私立大学等の装置・設備費 84億円 (29億円)

私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要な設備・装置の整備を支援

○私立高等学校等ICT教育設備整備費 47億円 (14億円)

個別最適な学びを目指し、私立高等学校等におけるICT環境整備を支援



高等学校等のICT環境整備

注：他に、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業（貸付見込額） 600億円(うち財政融資資金 287億円)

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

学等の連携による機能の共同化・高度化を支援する「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」（35億円・新規）、成長分野等への組織転換や定員規模適正化に係る経営判断を支えるための支援の充実、改革・改善の機を失わない主体的な経営判断や、文部科学省や私学事業団によるアウトリーチ型支援に資する「私学経営DX」、Society 5.0の実現に向けた特色ある教育研究の推進や、地域社会への貢献、社会実装の推進など、特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等への重点的な支援を行う「私立大学等改革総合支援事業」（112億円）など、将来を見据えたチャレンジや経営判断を行う私立大学等への総合的な支援の充実を図っています。

また、基礎研究を中心とする研究力強化や、優秀な若手研究者や女性研究者の支援等を強化するため、研究施設等運営支援及び大学院等の機能高度化への支援に128億円、AI戦略等を踏まえ、文理を問わず全ての学生が一定の数理・データサイエンス・AIを習得することが可能となるよう、モデルカリキュラムの策定や教材等の開発、取組の普及支援に8億円を要求しています。

これらを含めた私立大学等経常費補助の総額は、一般会計において対前年度95億円増の3071億円を要求しています。

私立高等学校等経常費助成費等補助

私立高等学校等経常費助成費補助は、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等に経常費助成を行う都道府県に対して、国がその一部を補助するものです。

令和6年度概算要求においては、一般補助の幼児児童生徒一人当たり単価の増額を図るとともに、特別補助では、個別最適な学びを旨とした学習環境の整備として、ICT教育環境の整備や、特別な支援が必要な幼児の受け入れを行う幼稚園に対する支援等を充実することとしています。さらに、家計急変世帯への支援等、経済的理由で児童生徒が修学を断念することのないよう、授業料減免による支援について、引き続き要求しています。

このほか、過疎高等学校特別経費や、国がその教育の推進に必要な経費の一部を補助する特定教育方法支援事業について、必要な経費を引き続き要求しています。

これらを含めた私立高等学校等経常費助成費等補助の総額は、対前年度36億円増の1056億円を要求しています。

私立学校施設・設備の整備の推進

私立学校施設・設備整備の補助は、建学の精神や特色を活かした質の高い教育研究活動の基盤となる施設・設備

の整備を支援するものです。特に、東日本大震災や熊本地震など過去の教訓等を踏まえ、今後発生が懸念されている南海トラフ地震等に備え、早急に私立学校施設の耐震化完了を図る必要があります。

このため、校舎等の耐震改築及び耐震補強（耐震診断費のみも対象）や非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援するため、施設整備等に対する支援として153億円（私立学校施設高度化推進事業費補助の一部を含む）を要求しています。このほか、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（うち、加速化・深化分）」については、事項要求（予算編成過程で検討）しています。

また、日本私立学校振興・共済事業団の融資を受けて実施される私立学校が行う耐震改築・改修事業や私立大学附属病院の建て替え整備事業に対して利子助成を行う私立学校施設高度化推進事業費補助についても、6億円を要求しています。

さらに、教育・研究装置等の整備として209億円を要求しております。

このうち、私立学校の安全・安心な生活空間の確保に必要となる、熱中症対策として実施するエアコン設置、バリアフリー化、施設の高機能化（校内LAN整備など）及びエコ改修等の整備に対する支援として、78億円を要求しています。

また、私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要な設備・装置の整備に対する支援として、84億円を要求しています。そのほか、私立高等学校等におけるICT環境の整備（端末更新含む）に対する支援として、47億円を要求しています。

これらを含めた私立学校施設・設備整備費全体は、対前年度272億円増の362億円を要求しています。

日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業

日本私立学校振興・共済事業団の令和6年度の貸付事業については、私立学校の耐震改築・改修事業、老朽校舎や私立大学附属病院等の建て替え、規模の適正化等による建物解体事業などの施設・設備の整備事業、災害復旧事業等に対する資金の貸付として600億円を計画しており、その財源の一部として財政融資資金287億円を要求しています。

令和6年度 専修学校関係予算の概算要求

文部科学省総合教育政策局専修学校教育振興室

令和6年度の専修学校関係予算の概算要求では、①専修学校教育の振興に資する取組、②専修学校のエデュケーション体制及び施設整備等に関する取組、③専修学校への修学支援に資する取組の三つを柱として、多様な振興策に要する経費を要求しています。

① 専修学校教育の振興に資する取組事項は次のとおりです。

◆「地方やデジタル分野における専修学校理系転換等推進事業」

IT人材の不足等に対応するため、最新の技術動向や市場ニーズに即したカリキュラムの調査・設計等の取組を支援することで、専修学校における学科の「理系転換」等の再編を推進するための取組として新たに経費を要求しています。

◆「専修学校の国際化推進事業」

専修学校において、外国人留学生の戦略的受入れの促進と円滑な就職、その後の定着までを見据えた就職先企業との連携に関するモデルを構築するとともに、国際化に向けた体制整備を行

うために必要な経費を新たに要求しています。

◆「高等専修学校における多様な学びを保障する先導的研究事業」

高等専修学校に求められる職業教育機能を強化し、「学びのセーフティネット」としての役割を果たすために必要となる事項について整理するとともに、モデルとなるカリキュラム等の開発、普及啓発を行うために必要な経費を新たに要求しています。

◆「専門職業人材の最新技能アップデイトのための専修学校リカレント教育（リ・スキリング）推進事業」

専修学校におけるリカレント教育の充実に向け、専修学校と企業・業界団体等が連携体制を構築し、各職業分野において受講者の知識・スキルを最新のものにアップデートできるリカレント教育コンテンツを作成するとともに、企業や業界団体等を通じてそのコンテンツの情報提供や講座の紹介等を行うことにより、専修学校のリカレント教育講座が安定的・持続的に受講者を確保できる体制を構築し、それをモ

デルとして普及するために必要な経費を要求しています。

◆「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」

デジタル人材養成・確保の一層の推進を図ることを目的に、専修学校において効率的にデジタルスキル等を学ぶため、各業界・分野において、産学官が連携し、必要な技能や知識を明らかにしたうえで、効率的にそれらを生徒が身に付けられるようなモデルプログラムを構築するとともに、社会的ニーズに応じた専門的職業人材を育成するため、専門学校と高等学校、教育委員会等の行政及び企業が協働で高・専一貫的教育プログラムを開発するモデルを構築するために必要な経費を要求しています。

◆「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」

職業実践専門課程による取組の更なる質向上に向けた先進モデルの開発や、教職員の資質能力向上の推進に向けた自主的・持続的な研修実施の体制づくり及び研修プログラムの開発、職業教育のマネジメント強化のための実証研究及び普及の推進等、専修学校全体の質保証・向上に向けた多様な取組の推進に係る経費を要求しています。

◆「専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業」

効果的な情報集約・情報発信の在り方について検討・検証を行い、引き続き専修学校の魅力の効率的な広報・発信を実施するため、必要な経費を要求しております。

② 専修学校のエデュケーション体制及び施設整備等に関する取組事項は次のとおりです。

◆「専修学校のエデュケーション体制及び施設整備等に関する取組」

各専門学校が授業を継続していくために必要となる対策に係る経費を補助するための経費、学校施設や非構造物材の耐震化工事、教育装置や情報処理関係設備の整備、エコ改修工事等の専修学校のエデュケーションに必要経費の一部を補助するための予算を要求しています。

③ 専修学校への修学支援に資する取組事項は次のとおりです。

◆「専修学校への修学支援に資する取組」

真に支援が必要な低所得者世帯の子ども達に対する修学に係る経済的負担の軽減の実施に必要な経費を引き続き要求しています。



文部科学省

令和6年度 専修学校関係概算要求

() は前年度予算額

専修学校教育の振興に資する取組

24億円 (22億円)

【人材養成機能の向上】

新規 地方やデジタル分野における専修学校理系転換等推進事業

4.2億円 (新規)

IT人材その他理系人材の不足等に対応していくため、最新の技術動向や市場ニーズに即したカリキュラムの調査・設計等の取組を支援することで、専修学校における学科の「理系転換」等の再編を推進する。

新規 専修学校の国際化推進事業

3.2億円 (新規)

専修学校において、外国人留学生の戦略的受入れの促進と円滑な就職、その後の定着までを見据えた就職先企業との連携に関するモデルを構築するとともに、国際化に向けた体制整備を行う。

新規 高等専修学校における多様な学びを保障する先導的研究事業

1.4億円 (新規)

高等専修学校に求められる職業教育機能を強化し、「学びのセーフティネット」としての役割を果たすために必要となる事項について整理するとともに、モデルとなるカリキュラム等の開発、普及啓発を行う。

☆ 専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育（リ・スキリング）推進事業

4.0億円 (4.0億円)

専修学校と企業・業界団体等が連携し、各職業分野において受講者の知識・スキルを最新のものにアップデートできるリカレント教育のコンテンツを作成するとともに、業界団体を通じて教育コンテンツの情報提供を行う体制を作るモデルを構築する。

☆ 専修学校による地域産業中核的人材養成事業

9.8億円 (11.0億円)

中長期的に必要となる専門的職業人材の養成に係る新たな教育モデルの構築等を進めるとともに、地域特性に応じた職業人材養成モデルの開発を行う。

[・専門学校と高等学校の有機連携プログラムの開発・実証 / ・専修学校と業界団体等との連携によるDX人材養成プログラム]

【質保証・向上】

☆ 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

1.4億円 (1.4億円)

専修学校における研修プログラム開発や研修体制づくり等による教育体制の充実を図るとともに、先進モデルの開発等による職業実践専門課程の充実に向けた取組や教学マネジメントの強化の推進等を通じ、職業教育の充実及び専修学校の質保証・向上を図る。

☆ 専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業

0.4億円 (0.4億円)

専門学校や高等専修学校が担う職業教育等の魅力発信力を強化するため、効果的な情報発信の在り方について検討・検証を行う。

専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組

14億円 (5億円)

☆ 私立学校施設整備費補助金

10.2億円 (3億円)

教育装置、学校施設等の耐震化、アスベスト対策等に係る経費のほか、太陽光発電の導入等のエコ改修等の学校環境改善に係る経費を補助

☆ 私立大学等研究設備整備費等補助金

4.2億円 (2億円)

新型コロナウイルス感染症等対策を講じながら、授業を実施する際に必要な情報処理関係設備の整備に係る経費を補助

専修学校への修学支援に資する取組

－億円 (325億円)

☆ 高等教育（私立専門学校分）の修学支援の着実な実施（こども家庭庁計上）等

－億円 (325億円)

低所得世帯の真に支援が必要な子供に対する高等教育の負担軽減の実施に必要な経費

その他関係予算

○ 高等学校等就学支援金交付金（内数）

4,104億円 (4,104億円)

○ 高校生等奨学給付金（内数）

153億円 (148億円)

○ 日本学生支援機構の奨学金事業（内数）

－億円 (1,003億円)

※貸与型無利子奨学金（一般会計）分

○ 国費外国人留学生制度（内数）

185億円 (182億円)

※ このほか、専修学校における換気対策に係る取組を支援する経費を計上。（1億円の内数）

（注）予算額が「－」のものは事項要求。

（注）四捨五入の関係で、係数は合計と一致しない。

令和5年度 私立大学等経常費補助金 配分方法の主な変更点等について

助成部 補助金課

一般補助

◆令和5年度以降の定員管理

○不交付となる入学定員超過率〔廃止〕

現行の入学定員と収容定員の充足状況による不交付措置のうち、入学定員超過率による不交付措置を廃止します。併せて、入学定員充足率が0・9倍以上、1・0倍以下の場合の増額措置についても廃止します。

○不交付となる収容定員超過率〔変更〕

入学定員超過率による不交付措置の廃止に伴い、不交付となる収容定員超過率を、現行の1・50倍以上（収容定員8000人以上の大学等は1・40倍以上）から収容定員8000人以上の大学等は1・10倍以上、収容定員4000人以上8000人未満の大学等は1・20倍以上、収容定員4000人未満の大学等は1・30倍以上とします。ただし、経過措置を設け、令和5年度から7年度にかけて段階的に実施します（表参照）。

○収容定員に対する在籍学生数による増減率の厳格化〔変更〕

不交付となる収容定員超過率の変更

表 不交付となる収容定員超過率（5～7年度）

大学規模別		定員規模（収容定員）		
		8,000人以上	4,000人以上 8,000人未満	4,000人未満
収容定員超過率	令和4年度	1.40倍以上	1.50倍以上	
	令和5年度	1.30倍以上	1.40倍以上	1.50倍以上
	令和6年度	1.20倍以上	1.30倍以上	1.40倍以上
	令和7年度	1.10倍以上	1.20倍以上	1.30倍以上

※医歯学部は定員規模に関わらず、令和7年度にかけて段階的に厳格化（令和5年度：1.30倍以上、令和6年度：1.20倍以上、令和7年度：1.10倍以上）。

に伴い、定員超過の場合の減額措置を5年度から7年度にかけて段階的に厳格化します。また、収容定員未充足の増減率を5年度に厳格化します。

○収容定員未充足による不交付措置の例外措置の見直し〔廃止〕

学部等の収容定員未充足による不交付措置（充足率50％以下）の例外措置のうち、「学校全体の収容定員充足率が50％以上」の取扱いを廃止します。

◆理工農系学部等単価の設定〔新規〕

教育研究経常費における教員経費及び学生経費の理工農系学部等単価を新規に設定します。

◆新型コロナウイルス感染症の影響による外国人留学生の取扱い〔廃止〕

2年度から4年度まで行っていた、新規入学の留学生について、入国やビザの発給状況等の条件は問わず、学校が学籍を付与していれば現員に含める取扱いを廃止します。

◆教育の質に係る客観的指標

○情報の公表②〔変更〕

卒業生の資格取得又は進路等の実績について、歯科医師及び薬剤師養成を目的とする学部等は、新卒の国家試験合格率及び標準修業年限内の国家試験合格率の公表が要件となります。

特別補助

◆私立大学等における教育のDXによる質的転換支援〔新規〕

次の各取組を実施する大学等について、取組内容に応じ増額します。

①DXによる学修者本位の学修の実現
従来型の学習管理システムを発展

させ、学生の学修データを可視化、当該分析結果を活用した個々の学生の状況に応じた学修支援、自己評価・ピア評価・ルーブリックを基にした教員のフィードバックなどの多面的評価を実現する取組

②DXによる効果的で質の高い学修の実現
反転授業等、対面授業とオンライン学習の双方の良さを活かした学び（ブレンディッド・ラーニング）の実践や仮想現実（VR）や拡張現実（AR）等の最先端の技術を活用した学びによる、効果的で質の高い学修を実現する取組

◆数理・データサイエンス・AI教育の充実〔変更〕
取組ア「社会における実課題や実データを活用する実践的な教育の必修化」及び取組イ「全学的な教育の実践と点検・評価・改善の実施」において「他大学等への普及活動」が要件として追加されました。

◆海外からの学生の受入れ及び学生の海外派遣〔廃止・継続〕
2年度から4年度まで行っていた「新型コロナウイルス感染症の影響による外国人留学生の取扱い」及び「学生の海外留学・海外派遣を前提とした新型コロナウイルス感染症の影響に伴うオンライン等による代替の取扱い」を廃止します。ただし、オンライン等

を用いた「海外からの学生の受入れ（外国人留学生、招致学生）」及び「学生の海外派遣」の取り扱いについては、大学等がオンライン上での出席管理や、課題の提出などにより、遠隔授業等の実施状況を十分把握している場合限り、オンライン等を用いている学生も、引き続き対象とします。

私立大学等改革総合支援事業

「Society5.0」の実現に向けた未来を支える人材を育む特色ある教育研究の推進や、高度研究を実現する体制・環境の構築、地域社会への貢献、社会課題を解決する研究開発・社会実装の推進など、自らの特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援します。

【各タイプの選定予定校数】

◆タイプ1「Society5.0」の実現等に向けた特色ある教育の展開（105校程度）

- ・「Society5.0」時代に求められる力を養う、総合知を育む文理横断的な教育プログラムの実施、リベラルアーツ教育の推進等、未来を支える人材育成のための教育機能の強化を促進します。
- ・入学者選抜の充実強化、高等学校教育との連携強化等、高大接続改

革への取組を支援します。

◆タイプ2「特色ある高度な研究の展開」（45校程度）

- ・研究基盤・支援体制の整備や国内外との頭脳循環の促進、他大学や研究機関等との連携による研究の推進など、特色ある研究の高度化・強化に向けた大学等の機能強化を促進します。

◆タイプ3「地域社会の発展への貢献」（165校程度）

- ・地域と連携した教育課程の編成や社会人の受入れ、地域の課題解決に向けた研究の推進など、地域の経済・社会、産業、文化等の発展に寄与する取組を支援します。
- ・大学間、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた地域と大学等双方の発展に向けた取組を支援します（20〜40グループ）。

◆タイプ4「社会実装の推進」（80校程度）

- ・産業連携本部の強化や企業との共同研究・受託研究、知的財産・技術の実用化・事業化、産業界と連携した社会実装の推進に向けた取組を支援します。

【主な変更点】

◆全タイプ共通

- ・4年度において実施率の高かった設問等について、配点の見直し、

内容や選択肢の高度化あるいは廃止をしました。

- ・教育未来創造会議や中央教育審議会の議論、政府施策の動向等を踏まえ新規設問を設定しました。

◆タイプ3の申請について

・タイプ3の「地域連携型」と「プラットフォーム型」の二つの類型について、各類型の特色に応じた各大学等の改革を後押しする観点から、共通的な設問と、それぞれの類型の特色に応じた設問に整理し、二つの類型両方への申請を可能としました（二つの類型に選定された場合の支援額については調整します）。

【新規の設問】

◆タイプ2

○若手研究者の海外研究機関派遣

キャリアアップや海外研究者との国際研究ネットワークの構築などを目的として、若手研究者を海外の研究機関等へ派遣する取組を評価します。

○国際共著論文数

4年度に発表された学術論文数における国際共著論文の割合を評価します。

◆タイプ3「地域連携型」

○産業界からの支援

昨年度の地元産業界からの支援規模を評価します。

○地域の声を把握する取組

大学等における地域連携に係る活動を評価します。

等について、幅広い地域社会の意見を反映させるため、地域住民等からの意見募集等、地域の声を把握する取組を評価します。

○地域に係る正課の科目の開講

地域に対する理解を深めることを目的とした正課の科目の開講を評価します。

○リカレント教育推進に係る方針

大学等としての方針や中長期的な目標に、リカレント教育を位置付けるとともに、大学等の強み・リソース及び地域社会等からのニーズを踏まえた具体的なテーマ・分野を選定する取組を評価します。

○社会人の受講促進に係る取組

社会人を対象とした教育プログラムについて、以下のア・イの取組を評価します。

ア 獲得できるスキルや能力をプログラムごとに明示した上で、ホームページ等で広く公表している。

イ オンラインでの受講を可能とする、または平日の夕方や夜間、土日などの休日に開講し、社会人に配慮した開講をしている。

○科目等履修生の受入

4年度に、科目等履修生制度に基づき受け入れ、単位を付与した社会人学生の規模を評価します。

○長期履修学生の受入

長期履修学生制度に基づき、登録を行っている社会人学生の規模を評価します。

私立大学等経常費補助金Q&A

学校法人から補助金課に寄せられたご質問を
Q&A形式で紹介します

助成部 補助金課

私立大学等経常費補助金について、
ご質問の多かった事項について記載し
ます。調査票の作成に当たっては、必
ず調査票にかかる記入要領等をご確認
ください。

一般補助

◆専任教員等個人票

Q1 授業時間数について、遠隔授業
(テレビ会議システム等を利用した
同時双方向型やオンライン教材を用
いたオンデマンド型)を行う場合、
教員の授業時間数はどのようにカウ
ントすればよいですか。

A1 当該年度のシラバス、時間割等
をもとに、令和5年5月1日時点で
当該教員に予定されている受持授業
時間数をカウントします。

5年度より通信教育(部)での授
業時間数は、従前のスクーリング(面
接授業)の時間数とメディアを利用
して行う授業の時間数との合計数と
なります。面接授業、メディアを利
用して行う授業については、大学通
信教育設置基準第3条及び平成13年

3月30日付け文部科学省告示第51号
等に該当する授業時間数をカウント
することができます。

◆学生経費に係る調査票(障害のある学生)

Q2 障害のある学生に対する具体的
配慮の取組状況のうち、「学内ワーク
ステディによる教育支援活動の実
施」について、教職員のための障害
学生支援に関する説明会で、学生を
補助業務に従事させた場合でも対象
となりますか。

A2 障害への理解を深める活動等の
場合は、誰のための活動等であつて
も、学内のワークステディ事業等と
して学生(障害のある学生を含みます)
が従事していれば対象となります。

◆情報の公表に係る調査票

Q3 補助対象とならない学部等にか
かる教育情報等についても公表する
必要がありますか。

A3 補助対象とならない学部等につ
いても、公表している必要があります。

す。ただし、募集停止をしている場
合、「入学者の受入れに関する方針」
など公表にそぐわない学部等につい
ては、「募集停止」をしている旨を記
載していれば公表していると見なし
ます。

特別補助

◆授業料減免事業等支援(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策分)

Q4 高等教育の修学支援新制度(以
下「新制度」といいます。)の対象
となる学生は申請できないのでしょ
うか。

A4 新制度の対象となる学生であつ
ても、新制度以外の給付事業や利子
負担事業の対象となっている場合は
申請することができます。

Q5 家計基準について、主たる家計
支持者に給与所得とそれ以外の所得
の両方がある場合は、どのように判
断すればよいですか。

A5 源泉徴収票の支払金額と確定申
告等の所得金額(給与所得以外の所
得)を合計し、給与所得者の要件で
ある841万円以下であれば、申請
の対象となります。ただし、合計す
る以前に確定申告等の所得金額(給
与所得以外の所得)が、給与所得者

以外の要件である355万円を超え
ている場合は、申請できません。

◆海外からの教員の招へい

Q6 海外から招へいた教員の招へ
い状に記載のある招へい期間が5年
10月から6年8月となっています。
この場合、5年度と6年度それぞれ
の年度で申請が可能ですか。

A6 招へい期間が複数年度にわたる
場合は、いずれかの年度でのみ申請
可能です。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

助成部 補助金課

一般補助

補助金総括係

☎03(3230)7297・7298

補助金第一係

☎03(3230)7304・7307

7324

特別補助

特別補助第一係

☎03(3230)7308・7310

特別補助第二係

☎03(3230)7312・7314

私立大学等改革総合支援事業

補助金第二係

☎03(3230)7300・7302

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

「若手・女性研究者奨励金」受賞者の声

私学事業団では、私立大学の教育・研究の未来を担う人材の育成を目的とした「若手・女性研究者奨励金」を交付しています。本号では、令和5年度に「もち性大麦未利用部位の有効活用に関する研究」で「若手研究者奨励金」を受賞した、鳥取短期大学生活学科助教の古都丞美先生（ふるいちづぐみ）の声を紹介します。

——研究者になろうとしたきっかけについて教えてください。

学生時代に配属された研究室で実験をする日々がきっかけです。私は食べることが好きで、食に関して多角的に学べる管理栄養士養成課程の大学に進学しました。人の健康を食から支える調理学に面白さを感じ、古くから行われてきた調理加工法が、化学や物理などに基き非常に合理的であることを知り、強く興味を持つようになりました。研究室では、クックチルシステムで調整した鶏肉のテクスチャー特性に関する研究や、スチームコンベクションオーブンを用いた過熱水蒸気加熱が食品の品質に与える影響を研究しました。実験は大変でしたが、まだ解明されていない調理のメカニズムを明らかにすることは楽しく、もっと研究を続けたいと思い、研究者を目指しました。



古都丞美（ふるいち つぐみ）先生…管理栄養士、栄養教諭。地元で栄養士養成の短期大学に勤務しながら、食材の調理加工について研究。大学では調理学や調理学実習などの授業を担当。

——今回の研究に取り組みたいと思った動機を教えてください。

鳥取短期大学生活学科食物栄養専攻では、平成30年度より「とりたん食材まるごと活用プロジェクト」を実施しています。これは「食品ロス」の課題に取り組みものです。私のテーマである「もち性大麦の未利用部位の有効活用に関する研究」は、地元の生産者の方からもち性大麦の未利用部位について、搗精（とうせい）※精麦すること）後に残る糠の有効活用についてご相談をいただいたことから始まりました。

もち性大麦の麦ごはんはモチモチ感があり美味しいことから、近年注目されています。もち性の二条裸麦の品種である「キラリモチ」は、水溶性食物繊維のβ-グルカン含量が高く、後期高齢者がキラリモチを5か月間摂取したところ、便秘のある被験者の排便が改善したとの報告もあります。こうしたことから、近年、もち性大麦の需要は急激に高まっており、鳥取県においても作付面積は増加傾向にあります。一般的なもの性大麦の搗精歩留は約60%ですが、搗精後に残る40%の糠は、ほぼ

利用されていません。そこで、糠部分の抗酸化成分の分析、調理特性の解明を行い、今まで廃棄されていた未利用部位を活用した加工食品を開発し、有効利用につなげたいと考えています。

——本奨励金に応募したきっかけを教えてください。

上記プロジェクトの研究を発展させるために応募しました。各種助成金の中で、分野や応募条件など適合するものはあまりありません。そんな折、所属大学より本奨励金の案内があり、挑戦してみようと思案しました。

——今回の研究を社会でどのように役立てたいと考えますか（期待される効果など）。

搗精歩留を上げ、多くの部分を食用としたい反面、搗精が十分でないもち性大麦は、色や食味が悪くなり、商品価値が下がるという問題を抱えています。糠部分の利用価値や活用方法を発見し、①十分に搗精した品質のよいもち性大麦を販売できる、②糠部分も機能性やおいしさを保持した製品の販売ができる、この両立ができれば収益が多様化し、生産者の抱えていた問題の解決が可能になると考えています。また、商品やレシピ開発を所属大学の学生と行い、地元のイベントなどに出席することで、食品ロスや未利用資源の現状、もち性大麦糠の特性を地元の方々へ認知していただく活動もしたいと考えています。これらにより、一般

消費者だけでなく、学生自身も未利用資源や地元の農産品の理解を深めることができ、地元を理解した栄養士の育成につながると考えています。

——研究者としての将来の夢をお聞かせください。

地域や学生に還元できる研究もしたいと考えています。特に、現代は多様な生活時間やライフスタイルで、調理技術の簡便化や、外食・調理済み食品の利用などの食の外部化が進んでいます。その影響なのか、調理に苦手意識を持つ学生や、地域食材を知らない学生も増えている印象です。調理技術や地域食材の知識を持った栄養士育成のための研究にも着手したいと考えています。

——本奨励金にご支援いただいた寄付企業法人、寄付者の皆様へ、メッセージをお願いします。

このたびは、本研究課題を採択いただき心より御礼申し上げます。日本には地域特有の食材や特産品があります。しかし、その製造過程で生じる未利用資源については、あまり認識されていません。そうした素材に関する研究を後押しいただき、大変うれしく思います。皆様のご期待に応えられるよう、これからも奮励努力してまいります。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 寄付金課

☎ 03(3230)7319・7320
Eメール kifukin@shigaku.go.jp

令和5年10月からの基準利率及び年金現価率（退職等年金給付）

企画室

退職等年金給付とは

退職等年金給付は、加入者と学校法人等が折半で掛金を負担する積立方式の年金制度です。

具体的には、退職等年金給付掛金を負担することにより積み立てられた財源とこれに対する毎月の利子（基準利率に基づく複利）を原資（※1）とし、その原資と年金現価率（※2）に基づき年金額が決められます（図参照）。

※1 原資（給付算定基礎額）の半分を終身退職年金算定基礎額、半分を有期退職年金算定基礎額といいます。

※2 給付算定基礎額を1年分の年金額に換算するための率で、終身年金現価率と有期年金現価率があります。

基準利率等の設定方法

毎年10月から適用する基準利率は、その年の9月30日までに見直しを行い、国債の利回り（10年国債応募者平均利回りの直近1年間又は5年間の平均のいずれか低い率）を基礎として、積立金の運用の状況及びその見通し並

びに国家公務員共済組合の基準利率を勘案して設定されます。

また、年金現価率は、基準利率や死亡率等を勘案し、設定されます。

令和5年10月からの基準利率は0・07%

令和5年10月から適用する基準利率は、基礎となる国債の利回りが0・0756%であったことを踏まえ、これまでの0・02%から0・07%に見直されました。

また、基準利率の見直しに伴い、年金現価率も変更されました。

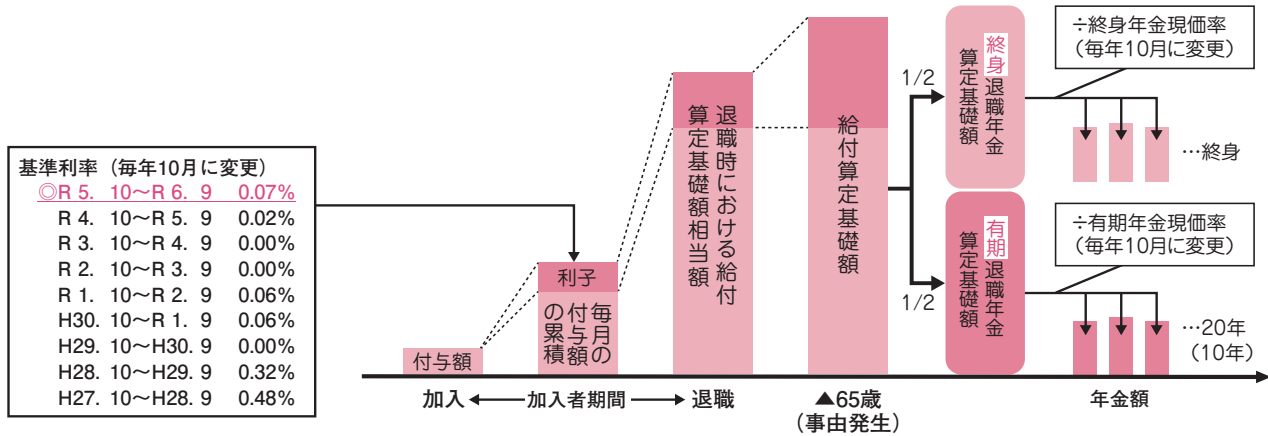
年金現価率は、私学共済ホームページ（私学共済事業のご案内）年金等給付▼年金等給付の概要▼退職等年金給付）をご覧ください。

改定通知書の発送

変更後の年金現価率による5年10月からの退職年金の額は、対象者宛てに改定通知書を送付します。

改定通知書は、11月中旬に発送する予定です。

図 退職等年金給付の運営イメージ



在職時改定にかかる通知書の送付

年金部

毎年基準日（9月1日）時点で被保険者である65歳以上の年金受給権者の老齢厚生年金の額は、当年8月までの被保険者期間を算定基礎として、毎年10月に改定を行っています。

なお、改定後の年金額の送金は、12月定期支給（10・11月分）からです。

◆対象となる人

次のすべてを満たしている人が対象です。

- ・65歳以上であること
- ・老齢厚生年金の受給権者であること
- ・9月1日において厚生年金被保険者（加入者）であること

◆手続き等

私学事業団で管理している被保険者記録に基づき、自動的に年金額の改定処理を行いますので、年金受給権者が手続き等を行う必要はありません。

対象者には、10月下旬に「改定・支給年金額変更通知書（期間改定用）」により、改定後の年金額等をお知らせします。

注 在職中は、標準報酬月額や標準賞与額により年金額の一部又は全部が支給停止となります。

令和5年度 積立共済年金・共済定期保険 後期募集

福祉部 貯金・貸付課

募集期間 令和5年11月1日(水)～30日(木) 私学事業団必着

積立共済年金(つみきょう) ～ゆとりあるセカンドライフのために～



- 年金にプラスアルファがあったら
- 日常の生活費は大丈夫かしら

そんなあなたに



積立共済年金がおすすめ

- 積立金を年金や一時金として受け取れます
- 予定利率は約 1.25%
令和5年10月1日現在(将来変動することがあります)
- 掛金は月々 2,000 円(2口)～
- 所得控除が受けられます

問い合わせ先

私学事業団貯金・貸付課貯金係 ☎03(3813)5321 (代表)
月～金曜日(年末年始及び祝日を除きます) 9時～17時15分

税制適格コース

- 満 65 歳までに 10 年以上掛金を積み立て
- 退職(脱退)時、年金・一時金を選択
- 個人年金保険料控除の対象

自由選択コース

- 満 65 歳までに 2 年以上掛金を積み立て
- 退職(脱退)後、年金・医療保険・終身保険及び一時金から複数選択可能
- 一般の生命保険料控除の対象

▶両コースとも積立金増額のため「中途一時払」の取り扱いができません。

募集リーフレットは、10月下旬に学校法人等宛てに送付します。加入者への配付をお願いします。



共済定期保険(きょうさいていき) ～自助努力による保障づくりをサポート～



- 家族みんなで加入したいけどどの保険に入ればいいのか分からない
- 手頃な保険料で入れる保険があったら

そんなあなたに



共済定期保険がおすすめ

- 入院、手術、3大疾病、長期休業及び死亡を保障(保険料掛け捨て)
- 加入手続きが簡単で、手頃な保険料
- 所得控除が受けられます
- 1年ごとに収支計算し、剰余金があれば、配当金として還付
【令和4年度配当率】
家族年金コース・学校加入コース 41.82%
医療保障コース 40.74%

問い合わせ先

共済定期保険専用ダイヤル ☎0120(716)267
月～金曜日(年末年始及び祝日を除きます) 9時～17時15分

個人加入コース

- 家族年金コース(主契約)
死亡又は高度障害に対応

(家族年金コースへの加入が条件)

- 医療保障コース
病気やケガによる連続5日以上入院に対応
- 医療費支援コース
病気やケガによる日帰り入院に対応
- 3大疾病保障コース
がん・急性心筋梗塞・脳卒中に加え、7大疾病や上皮内新生物にも対応
- 長期休業補償コース
病気やケガによる60日(免責期間)を超える休業期間に対応

学校加入コース 福利厚生制度におすすめ

学校法人等が保険料を負担し、加入者への福利厚生として死亡又は高度障害に対応

募集パンフレットは、10月下旬に学校法人等宛てに送付します。加入者への配付をお願いします。



より詳しく知りたい教職員を対象に学校を訪問して説明を行います。ご希望の場合は貯金・貸付課貯金係までお申し出ください。

Q3

離婚をしたため、夫の被扶養者となっていた子どもを私の被扶養者に切り替えられますか。また、必要な添付書類は何ですか。

A3

子どもが18歳未満であれば親権を持つ親に扶養の優先権があるとみなします。親権を持っていれば加入者の被扶養者に扶養替えをすることができます。

子どもの年齢	添付書類	内 容	省略の可否
18歳未満	①子どもの戸籍謄本又は抄本	続柄及び生年月日、親権者の氏名及び親権を得た日を確認します（住民票は不可）。	省略不可
	②加入者の戸籍謄本及び抄本	子どもが18歳未満で扶養手当が支給されない場合、加入者の離婚日を確認します。	
18歳以上	①子どもの戸籍謄本又は抄本	続柄及び生年月日を確認します。 ※加入者が世帯主の場合は、続柄が記載されている住民票でも可。ただし、マイナンバーの記載のないもの	省略不可 *子どもと加入者が同じ戸籍の場合は、加入者の戸籍謄本のみで可
	②加入者の戸籍謄本又は抄本	子どもが18歳以上の場合は親権を決める必要がないので、加入者の戸籍謄本又は抄本で離婚日を確認します。	
	③子どもの収入を確認する書類 ・無収入の学生の場合→在学証明書（ただし、22歳以上の者、大学院生、夜間部、通信教育課程の場合は不可）又は過去3年間無収入の場合は所得（非課税）証明書 ・アルバイト等の収入がある場合→アルバイト先等が証明する年収見込証明書		省略不可 ただし、所得証明書（非課税証明書）は省略可（★）

Q4

夫が退職したため、夫の被扶養者となっていた大学生の子どもを私の被扶養者に切り替えられますか。また、必要な添付書類は何ですか。子どもは21歳で、アルバイトをしています。

A4

配偶者の退職によって扶養替えをする場合は、配偶者の退職を証明する書類により扶養替えができます。ただし、子どもは18歳以上で収入があるので、収入を確認する書類が必要です。

添付書類	内 容	省略の可否
①子どもの戸籍謄本又は抄本	続柄及び生年月日を確認します。 ※加入者が世帯主の場合は、続柄が記載されている住民票でも可。ただし、マイナンバーの記載のないもの	住民票で代用可かつ省略可（★）
②子どものアルバイト先が証明する年収見込証明書	22歳未満であってもアルバイト収入があるので、在学証明書は不可。アルバイト先が証明する年収見込証明書で130万円未満であることを確認します。	省略不可
③夫の退職証明書（原本）又は離職票の写し	夫の退職年月日を確認します。	省略不可

★…認定対象者のマイナンバーを利用して他機関との情報連携により必要な情報が確認できる場合は、添付書類の一部が省略できます。

【省略できる添付書類】

- ・住民票 ※加入者が世帯主の場合に限る
- ・所得証明書（非課税証明書） ※過去3年間無収入の場合に限る
- ・雇用保険の離職票

注 子ども収入を確認する書類については、「事務の手引 令和5年版」122頁「被扶養者認定にかかる生計維持関係の添付書類（一般例）」を参照してください。

なお、被扶養者の基本的な事項は「事務の手引 令和5年版」104頁又は私学共済ホームページを参照してください。

ここに掲載した添付書類で確認できない事項がある場合、追加で書類の提出を求めることがあります。

本誌11月号、12月号にも被扶養者認定申請事例を掲載する予定です。

被扶養者認定申請事例（子どもの認定）

業務部 資格課

被扶養者の認定申請は、新たに加算者となる人に被扶養者の要件を備える人がいるとき、又は新たに被扶養者の要件を備える人ができたときから**30日以内に私学事業団に申請してください**。30日以内に提出がないときは、その届け出を私学事業団で受理した日（又は発信日）が認定年月日となります。

Q1 子どもが生まれたので私の被扶養者として認定申請ができますか。また、必要な添付書類は何ですか。なお、配偶者もサラリーマンで被用者保険に加入しています。

A1 加入者と配偶者の年間収入を比較して加入者の方が多い、又は同程度（差額が1割以内の範囲）であれば、認定できます。

添付書類	内 容	省略の可否
①子どもの戸籍謄本又は抄本	続柄及び生年月日を確認します。 ※加入者が世帯主の場合は、続柄が記載されている住民票でも可。ただし、マイナンバーの記載のないもの	住民票で代用可かつ省略可（★）
②加入者と配偶者の前年の源泉徴収票又は年収見込証明書	加入者と配偶者の収入を比較する書類です。ただし、扶養手当が支給される場合は不要です（Q1「ポイント」1参照）。 ※被扶養者認定申請書の「加入者の年間収入」欄に、学校法人等で加入者の年収見込額を記入する場合は、加入者分の源泉徴収票等は不要です。	省略不可 ただし、扶養手当が支給される場合は不要です（Q1「ポイント」1参照）。

ポイント

- 1 加入者の勤務先から扶養手当が支給される場合は、加入者と配偶者の収入について比較は必要ありません。②の書類は添付不要となります。扶養手当が支給されている場合は、被扶養者認定申請書の「扶養手当」の有無欄を必ず記入してください。
- 2 配偶者が前年の途中で就職や転職している場合など、源泉徴収票や所得証明書等で確認できる収入額が変動している場合は、認定日以降の収入を確認するため、現在の勤務先が証明する年収見込証明書を提出してください。なお、育児休業等により休業し報酬が減額又は無給となっても、休業しなかったとしたら得られる報酬で収入を比較しますので、休業しなかったと仮定した状態の年収見込証明書が必要です。
- 3 戸籍謄本等に代えて市区町村が発行する出生届受理証明書（原本）を添付することができます。なお、母子手帳の写しでは代用できません。

Q2 昇任して私の収入が増えたので、夫の被扶養者になっている子ども（18歳未満）を私の被扶養者に切り替えられますか。また、必要な添付書類は何ですか。

A2 加入者の収入が増加し配偶者の収入より多くなった場合、配偶者の健康保険の被扶養者になっていた子どもは、加入者の被扶養者に扶養替えすることができます。

添付書類	内 容	省略の可否
①子どもの戸籍謄本又は抄本	続柄及び生年月日を確認します。 ※加入者が世帯主の場合は、続柄が記載されている住民票でも可。ただし、マイナンバーの記載のないもの	住民票で代用可かつ省略可（★）
②加入者と配偶者の前年の源泉徴収票又は年収見込証明書	加入者と配偶者の収入を比較する書類です。ただし、扶養手当が支給される場合は不要です（Q1「ポイント」1参照）。 ※被扶養者認定申請書の「加入者の年間収入」欄に、学校法人等で加入者の年収見込額を記入する場合は、加入者分の源泉徴収票等は不要です。	省略不可 ただし、扶養手当が支給される場合は不要です（Q1「ポイント」1参照）。

ポイント

- 1 子どもが18歳以上の場合は、子どもの収入を確認する書類も必要です（A3の「子どもの年齢が18歳以上」及び注参照）。
- 2 収入逆転による扶養替えでは、原則、認定年月日は私学事業団で申請を受理した日（又は発信日）となります。私学事業団で認定を受けてから、速やかに配偶者の健康保険に被扶養者の取り消しを申請してください。

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm共済業務 <https://www.pmac.shigaku.go.jp/> (私学共済ホームページ)**共済業務****共済事業本部**

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

年末調整用証明書の送付●**積立共済年金加入者**

令和5年10月下旬までに、生命保険料控除のための証明書(個人年金保険料・一般の生命保険料)を積立共済年金加入者の届け出住所宛てに送付します。

なお、5年10月1日付け新規加入者は初回掛金振替後の10月下旬以降順次送付します。

●**共済定期保険加入者**

10月中旬以降に、生命保険料控除のための証明書を共済定期保険加入者の届け出住所宛てに送付します。

●**住宅貸付借受人**

4年12月までに住宅貸付の借り入れをした人の「住宅借入金等特別控除」にかかる令和5年分「残高証明書」を、10月中旬に学校法人等宛てに送付します。

※5年中に住宅貸付を受けた人及び残高証明書交付後、借入金年末残高等に異動が生じた人にかかる確定申告用の「残高証明書」は、6年1月中旬に学校法人等宛てに送付します。

【福祉部 貯金・貸付課】

●**任意継続加入者**

5年10月中旬までに任意継続掛金の納付が確認できた人には、「令和5年分任意継続掛金納付証明書」を10月下旬に任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します。

【業務部 掛金課】

レターデジタル版をご案内ください

レターデジタル版は、ホームページ上で実際に冊子をめくるイメージで閲覧でき、検索機能やリンク機能が付いているため、利便性に優れています。

時機に応じた私学共済制度に関する情報を分かりやすく説明し、絵画・健康・旅行など加入者の皆様に興味を持っていただけるような読み物記事も掲載しています。

掲載場所を加入者の皆様に伝えていただくことで、私学共済制度の内容や手続きなどをお知らせすることができますので、ぜひご案内ください。

私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶刊行物▶加入者向けの刊行物▶加入者向広報「共済だより レター」〕に掲載しています。



【広報相談センター 広報班】

**積立貯金後期申し込み締め切り
及び残高通知書等の送付**

- 積立貯金の後期加入申し込みの締め切りは**10月25日(水)**(私学事業団必着)です。加入・変更・中断の復活を希望する場合は早めに申し込んでください。
- 「積立貯金決算明細書」は9月下旬から10月上旬に、貯金者にかかる「積立貯金残高通知書」は10月下旬に、学校法人等宛てに送付します。「積立貯金残高通知書」は加入者に配付してください。

【福祉部 貯金・貸付課】

**貸付けの申込締め切り日に
注意してください**

11月2日(木)送金分は10月13日(金)が申込締め切り日となります。締め切り日(毎月15日及び月末)が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますので注意してください。

【福祉部 貯金・貸付課】

10月の共済業務スケジュール

2日(月)	貸付 送金
6日(金)	貸付 9月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限(必着)
13日(金)	貸付 11月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(金)	貯金 送金
23日(月)	貸付 送金
25日(水)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
30日(月)	掛金等 9月調定分口座振替(自振校のみ) 貸付 10月分定期償還口座振替
31日(火)	貸付 11月22日送金申し込み締め切り 掛金等 9月調定分納期限

11月の共済業務スケジュール

2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 10月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(水)	貸付 12月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

〔月報私学〕はホームページにも掲載しています

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

私立学校等からの研修生受け入れ

私学事業団では、助成業務において私立学校等の職員を受け入れる研修制度を設けています。

この研修制度は、私立学校教育の振興に関する実務経験等を通じ、当該私立学校等の運営の充実に資するための広い見識と実務能力の育成を図ることを目的としています。

令和6年度の研修生受け入れに関する募集要項は、10月中旬にホームページ等でお知らせする予定です。

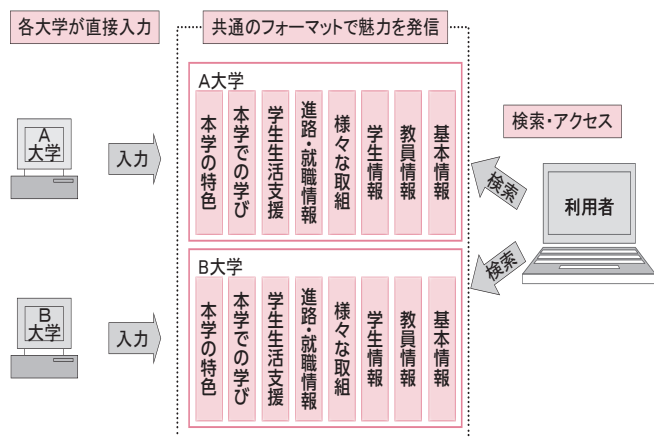
【総務部 人事課】

☎03(3230)7883・7884

Eメール jinji@shigaku.go.jp

高校生のキャリア教育や進路選択支援に「大学ポートレート」をご活用ください

「大学ポートレート」とは、大学・短期大学（以下「大学等」といいます）の多様な教育活動等の状況を、大学進学希望者をはじめ広く社会一般にわかりやすく発信する場として作られた国公私共通のウェブサイトです。令和5年8月1日現在、全国の9割を超える1,050校の国公立大学等が「大学ポートレート」に参加しています。



「大学ポートレート」には、私立大学等の情報を閲覧することができる「大学ポートレート（私学版）」があり、入学者の受け入れ方針、学生数、学費、所在地などの基本情報のほか、各大学等の特色や魅力などがわかる教育情報を「キャリア教育」や「就職支援」、「学費負担の軽減」など59種類の「取組」に分類して掲載しています。

さらに、「ニュース新着情報」や「イベント・公開講座」の項目があり、入試情報やオープンキャンパスなどのイ

ベント情報も見ることができます。

また、特定の大学等を抽出するために、学校名や学校所在地の他、興味のあるキーワード、学問領域、取得可能な資格等から検索できる機能もあります。

公表される情報は、大学等が自ら入力した信頼できる情報です。各学校の特色ある学びや魅力ある取り組みを知ることにより、偏差値や知名度に頼らない大学選びができるようになっていきますので、キャリア教育や進路選択支援のツールとして、「大学ポートレート」をご活用ください。

大学ポートレート <https://portraits.niad.ac.jp/>

大学ポートレート（私学版）

<https://up-j.shigaku.go.jp/>又は下記二次元コードを参照



【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7852・7853

Eメール portrait@shigaku.go.jp

令和5年度 私学経営情報センターが行うサービスのご案内

学校法人が行う経営改善の取り組みへの支援及び情報の収集・提供を行っています。経営相談、財務分析、会計処理、講師派遣など幅広いサービスを行っていますのでご利用ください。

●主なサービスの内容

・会計処理等の相談

会計処理や実務上の取り扱い等の質問にお答えしています。

・財務分析等のデータ提供

①大学法人から小学校法人が直接、データや分析資料等を出力閲覧できるシステム（私学情報提供システム）を提供しています。

※ご利用には、私学事業団が発行する電子認証が必要です。

②学校法人からの依頼に応じて資料を作成・提供しています。

・各種セミナーの開催

学校経営等に関するセミナーを開催しています。

・学校法人等が主催する研修会への講師派遣

本センターの職員を講師として派遣しています。

・経営相談

詳細は、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内 ▶ 経営支援・情報提供〕をご覧ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846～7848（会計相談）

7838（データ提供）

7849～7851（セミナー）

7839（講師派遣）

Eメール center@shigaku.go.jp

【私学経営情報センター 経営支援室】

☎03(3230)7828・7829（経営相談）

Eメール shien@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

加入者のご予約は公式ホームページからの予約が断然お得です

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
大阪カーテンパレス

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06(6396)6211(代表)
JR「新大阪」駅(北口)から徒歩10分。大阪メトロ御堂筋線「新大阪」駅②号出入口階段を経由して高架下から無料シャトルバス(始発7:05～最終23:05、15分間隔)で3分 <https://www.hotelgp-osaka.com>

とくとくプラン



夕食(和食御膳又はフレンチコース)と、リニューアルした朝食バイキングが付いた、お得な宿泊プランです。

1泊2食(1名様) 12,000円～

取扱期間: 通年(年末年始を除きます)

- ・宿泊予約の際に夕食の種類(和食御膳又はフレンチコース)と食事時間(17時30分又は19時)を指定してください。2名様以上の場合は同一料理、同一時間にて承ります。



和食御膳 (イメージ)

金 沢 兼 六 荘

〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎076(232)1239
JR「金沢」駅兼六園口(東口)から北鉄バス「南町・尾山神社」下車、徒歩3分

ひがし茶屋街そばの料亭「加賀料理 秋月」で夕食を楽しむ 送迎付き 加賀会席プラン 「花の膳」

1泊2食(2名1室/1名様) 17,800円～

取扱期間: 令和6年3月31日まで(火曜日を除きます)

- ・17時までにチェックインをお願いします。
- ・「加賀料理 秋月」への送迎車は相乗りとなります。
- ・朝食は兼六荘で用意します。
- ・1名1室でご利用の場合、1,000円の割り増しとなります。
- ・金沢市宿泊税200円を含みます。



「花の膳」夕食 (イメージ)

融資事業のご案内

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

幼稚園・認定こども園に対する 融資条件が一部優遇されます

待機児童問題の解消、安心して子どもを預けられる環境整備を後押しするため、令和5年度の私立幼稚園・認定こども園を対象とする私学事業団の融資について、融資条件が一部優遇されます。

☆ 融資率

園舎等の建築・土地購入 事業費の80%以内 → **95%以内**
園舎等の改修 事業費の75%以内 → **95%以内**

☆ 資産査定額

(直近決算の)純資産の部合計額 × 30%
→ (直近決算の)純資産の部合計額 × **40%**

※上記以外にも融資条件があります。詳しくはホームページをご覧ください。
※所定の審査により、ご希望に添えない場合がございます。

■ 主な事業と融資金利 (令和5年9月現在)

主な事業内容	返済期間 (据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 1.70	年% 1.30	年% 0.80	年% 0.60
寄宿舎などの建築・用地取得	1.80	1.40	0.90	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.80	(5.5年以内) 0.50

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。
※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862~7864、7866~7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp